## 不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容		林地開発行為の中止等の命令
根拠法令等及び条項		森林法第10条の3
	根拠条項	森林法第10条の3
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更

## 【基準】

1 対象となる者

森林法第10条の2第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者

2 処分内容

開発行為の中止を命ずる。

期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる。

処 分 基 準